

## イノベーション・ハブ・ひろしま Camps 施設利用規約

### 第1条（施設の目的）

広島県商工労働局イノベーション推進チームが設置するイノベーション・ハブ・ひろしま Camps（以下「Camps」という。）は、ビジネスや地域づくり等に係る様々な場面で常識を超える新しい価値を生み出すため、チャレンジする仲間が集まって対話し、思考を深める「場」として運営するものである。Camps を中心（ハブ）として様々な主体と連携することで、新たな繋がりやイノベーションが広島県内において次々と生み出される環境（イノベーション・エコシステム）を形成する。

### 第2条（イベント利用）

イベントで Camps を利用する場合、予約の優先順位は次のとおりとする。

- (1) イノベーション推進チームが主催・共催・協賛・協力等するイベント
  - (2) (1)以外の広島県の各局（課）及び県と密接に連携する外郭団体等が主催するイベントのうち、第1条に示す「施設の目的」に合致するもの
  - (3) (1)および(2)に参加した者が、自らの事業として新たに企画するイベント
  - (4) 民間の企業や団体、個人が主催するイベントのうち、第1条に示す「施設の目的」に合致するもので、Camps を利用する特別な理由（他の類似施設では開催できない理由）があるもの
- 2 第1項(2)県と密接に連携する外郭団体等は、次のとおりとする。
- (1) 広島県がその事業運営に大きな関わりを有する財団法人や社団法人等
  - (2) 広島県の各局（課）から業務を受託した者（受託業務に係るイベントのみ）
  - (3) その他、イノベーション推進チームが広島県と密接に連携すると認める団体
- 3 第1項(2)及び(3)に該当するイベントのうち、数カ月にわたる開催計画を有するもので、利用予定日の2カ月前以上前から複数日程での予約を希望する場合、1申請者ごとに2回・日/月の予約を上限とする。それ以上の予約は、利用予定日の2カ月前以降の日において改めて申請することとし、他の予約状況等を総合的に鑑みて、イノベーション推進チームにおいて判断する。
- 4 第1項(4)に該当するイベントは、次の要件を全て満たすものとする。
- (1) Camps の営業日・営業時間内（準備片付け含む。）に収まるイベント
  - (2) 参加者は一般に広く募集するもので、非営利・参加料無料（実費は除く）のイベント
- 5 第1項(4)に基づき許可する全てのイベントは、1申請者につき年間3回、継続利用2年間に上限とし、1カ月あたり10件の範囲内で承認する。

### 第3条（イベント利用予約）

第2条第1項(1)及び(2)に該当するイベントは「別紙様式1」、第2条第1項(3)及び(4)に該当するイベントは「別紙様式2」を用いてイノベーション推進チームへ申請することとする。

イノベーション推進チームは申請内容を確認し、Camps の利用が適当と認められる場合は、申請書に記載された担当者宛にメールで通知する。

#### 第4条（会員利用）

イベントで占有する以外の時間帯は、Camps 会員に施設を開放する。ただし、第1条に示す「施設の目的」を踏まえた利用を前提とし、次のルールを遵守すること。

なお、利用ルールに従わない場合は、会員資格を停止する。

##### 【利用ルール】

- ① Camps の会員であること（事前登録制）
- ② 同じ時間帯に居合わせた他の会員との交流を心掛け、対話を促進すること
- ③ 企業秘密・個人情報扱う仕事や単独かつ集中して行う作業等を行わないこと  
（オンラインミーティングも極力避けることとするが、やむを得ない場合は、スタッフの指示する席において短時間の利用を認める）
- ④ 事務作業や会議等での利用並びに長時間にわたる席の独占等の行為を行わないこと

#### 第5条（禁止行為）

Camps では、次に示す目的等の行為を禁止する。

- (1) 営利目的での使用
- (2) 政治・宗教的な目的での使用
- (3) 公序良俗に反する活動での使用
- (4) 申請・承認されたイベント内容と異なる使用
- (5) その他、施設の目的に合致しないとイノベーション推進チームが判断する使用

施設利用者は本規約を遵守すること。

なお、今後の利用状況に応じて、本規約は変更することがある。

適用

令和3年6月1日